

鳥取県東部広域行政管理組合 平成25年度 第2回正副管理者会議

日 時 平成25年10月7日（月）14:00～16:00
場 所 鳥取県東部広域行政管理組事務局 分庁舎会議室

— 日 程 —

【1】開 会

【2】管理者あいさつ

【3】議 事

〔1〕議会定例会（平成25年10月23日招集予定）提出議案

- 1 平成25年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算（第2号）案
について《議案第12号》…………… 1
- 2 平成24年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定について
《議案第13号》…………… 4
- 3 鳥取県東部広域行政管理組合が設置する公の施設における暴力団排除の
ための関係条例の整備に関する条例の制定案について《議案第14号》………… 15
- 4 鳥取県東部広域行政管理組合公告式条例の一部改正案について
《議案第15号》…………… 19
- 5 鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正案について
《議案第16号》…………… 21

〔2〕その他

- 1 可燃物処理施設整備事業の状況について
- 2 因幡浄苑等における汚泥処理の状況について
- 3 消防庁舎整備検討の状況について

【4】そ の 他

- 〔1〕今後の行事予定について…………… 23
- 〔2〕その他

【5】閉 会

平成25年度 第2回正副管理者会議出席者

[正副管理者]

市町名	職名	氏名
鳥取市	管理者 鳥取市長	竹内 功
岩美町	副管理者 岩美町長	榎本 武利
智頭町	副管理者 智頭町長	寺谷誠一郎
若桜町	副管理者 若桜町長	小林昌司
八頭町	副管理者（代理）八頭町副町長	吉田英人
鳥取市	副管理者 鳥取市副市長	深澤義彦

[事務局・消防局]

局	職名	氏名
事務局	事務局長	東田義博
	次長兼総務課長	田中利明
	総務課長補佐兼庶務係長	福田克彦
	総務課企画係長	石塚康裕
	総務課主幹	坂本清美
	総務課主任	瀬村義浩
	次長兼生活環境課長	松長俊和
	生活環境課建設推進室長	稲村明仁
	生活環境課環境管理係長	小清水輝彦
福祉課長	高田耕一	
消防局	消防局長	山田充志
	次長兼消防総務課長	村上義弘
	消防総務課長補佐	盛田佳裕
	警防課長	稲田宗万
	情報指令課長	石黒光男
	予防課長	山田達弘

【3】議 事

[1] 議会定例会（平成25年10月23日招集予定）提出議案

1 平成25年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算（第2号）案 について《議案第12号》

(1) 歳入歳出補正総額

補 正 前	補 正 額	補 正 後
5,602,847 千円	△20,929 千円	5,581,918 千円

ア 歳入補正額の主な内容

- 市町負担金の減 (△31,769 千円)
- 国庫補助金の減 (△69,060 千円)
- 組合債の増（緊急防災・減災事業債へ変更） (79,900 千円)

イ 歳出補正額の主な内容

- 給与削減に伴う職員給与費の減 (△20,929 千円)

(2) 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託するリファレンスいなばの管理運営費	平成25年度～平成30年度	99,600
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する因幡霊場の管理運営費	平成25年度～平成30年度	120,600
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する白兔グラウンドゴルフ場の管理運営費	平成25年度～平成30年度	48,300

(3) 歳入・歳出総括表

[歳入]

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	補正後の額
1 分担金及び負担金	5,016,993	△31,769	4,985,224
3 国庫支出金	70,049	△69,060	989
9 組 合 債	135,800	79,900	215,700
歳入合計	5,602,847	△20,929	5,581,918

[歳出]

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	補正後の額
2 総 務 費	94,571	△643	93,928
3 民 生 費	66,908	△347	66,561
4 衛 生 費	1,100,234	△862	1,099,372
5 消 防 費	3,882,693	△19,077	3,863,616
歳出合計	5,602,847	△20,929	5,581,918

(4) 平成25年度普通負担金(対補正前比較)

(単位:千円)

市	町名	運営費	介護認定審査費	障害者総合支援審査費	休日急患歯科診療費	火葬場費	不燃物処理費	不燃物処理場跡地利用施設費	し尿処理費	集落排水処理費	可燃物処理費	消防費	合計
鳥取市	補正後	62,385	47,547	2,094	1,383	15,573	303,224	16,430	219,447	85,697	139,572	2,217,690	3,111,042
	補正前	62,892	47,822	2,094	1,383	15,573	303,680	16,430	219,498	85,706	139,773	2,241,234	3,136,085
	比較	△507	△275	0	0	0	△456	0	△51	△9	△201	△23,544	△25,043
岩美町	補正後	4,545	3,725	280	88	1,165	19,282	1,028	24,624	4,474	7,222	160,350	226,783
	補正前	4,582	3,746	280	88	1,165	19,311	1,028	24,630	4,474	7,233	162,051	228,588
	比較	△37	△21	0	0	0	△29	0	△6	0	△11	△1,701	△1,805
智頭町	補正後	3,231	2,392	234	49	—	11,321	642	18,449	9,025	4,410	111,314	161,067
	補正前	3,257	2,406	234	49	—	11,337	642	18,454	9,026	4,416	112,496	162,317
	比較	△26	△14	0	0	—	△16	0	△5	△1	△6	△1,182	△1,250
若桜町	補正後	1,703	1,314	180	29	446	5,317	324	5,880	1,100	2,246	66,507	85,046
	補正前	1,716	1,321	180	29	446	5,326	324	5,881	1,100	2,249	67,213	85,785
	比較	△13	△7	0	0	0	△9	0	△1	0	△3	△706	△739
八頭町	補正後	7,325	5,276	344	108	1,532	25,089	1,533	17,274	34,139	10,492	262,222	365,334
	補正前	7,385	5,306	344	108	1,532	25,126	1,533	17,277	34,142	10,507	265,006	368,266
	比較	△60	△30	0	0	0	△37	0	△3	△3	△15	△2,784	△2,932
補正後合計	79,189	60,254	3,132	1,657	18,716	364,233	19,957	285,674	285,942	163,942	2,818,083	3,949,272	
補正前合計	79,832	60,601	3,132	1,657	18,716	364,780	19,957	285,740	285,942	164,178	2,848,000	3,981,041	
比較	△643	△347	0	0	0	△547	0	△66	△236	△13	△29,917	△31,769	

2 平成24年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定について 《議案第13号》

(1) 決算規模

(単位：千円)

H24 決算額		前年度(H23) 決算額	前年度(H23) 対比	
一般会計	歳入	6,287,318	5,263,092	1,024,226(19.5%)の増
	歳出	6,235,551	5,233,706	1,001,845(19.1%)の増
特別会計	歳入	27,321	5,840	21,481(367.8%)の増
	歳出	26,802	4,897	21,905(447.3%)の増

(2) 決算収支

ア 一般会計

実質収支額 51,767 千円

(歳入総額 6,287,318 千円－歳出総額 6,235,551 千円)

単年度収支額 22,434 千円

(実質収支額 51,767 千円－前年度実質収支額 29,333 千円)

実質単年度収支額 22,445 千円

(単年度収支額 22,434 千円＋財政調整基金積立金 11 千円)

イ 特別会計

実質収支額 519 千円

(歳入総額 27,321 千円－歳出総額 26,802 千円)

単年度収支額 ▲424 千円

(実質収支額 519 千円－前年度実質収支額 943 千円)

(3) 主な事業

本年度は、平成23年度から事業を繰越した消防救急デジタル無線設備及び高機能消防指令センター総合整備事業を本格的に実施し、国の補助金及び有利な起債を活用することにより、多額な経費を必要とする本事業に係る構成市町の負担を大幅に軽減することができた。

なお、本組合が取り組んだ本年度の主な事務事業は、次のとおりである。

ア 議会・総務・企画関連事務

議会関連事務では、平成24年10月及び平成25年2月に定例会を開催した。

また、平成24年5月には臨時会を開催し、消防救急デジタル無線設備及び高機能消防指令センター総合整備事業の工事請負契約締結について、また消防体制の充実、強化を図るため職員定数の一部改正について議決を得た。

さらに、委員会関係では7月には総務消防委員会、福祉環境委員会及び議会運営委員会の行政視察が、1月には閉会中に福祉環境委員会が開催された。

総務関連事務では、「障害者自立支援法」が一部改正されたことに伴い、規約改正のための構成市町議会の議決を得て事務を行うとともに、災害等によって被害を受けた場合に重要な業務が中断しないよう、又は中断しても目標復旧時間までに再開できるよう、事前に行動計画（BCP）を策定した。

企画関連事務では、鳥取県の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金を活用し、事業展開を図るとともに因幡ふるさと振興基金の果実等を活用した各種ソフト事業を行った。

主な事業としては、身の回りの廃材を利用した「エコ工作コンテスト」を引き続き行うとともに、アンテナショップ関連事業として因幡地域の情報や魅力を積極的かつ同時多発的にPRする目的で設置された「とっとり・いなば協力店」でのイベント等や鳥取県及び構成市町と連携したイベント、さらに因幡地域産品の継続的な取引を目指した販路開拓・販路拡大事業を行った。

また、鳥取・因幡観光ネットワーク協議会を事務所内に置き、基金繰入金を基に創設した「鳥取・因幡観光ネットワーク協議会補助金」を活用して事業を行った。

イ 介護認定審査・障害者自立支援審査・休日急患歯科診療関連事務

介護認定審査事務では、保健・医療・福祉に携わる各分野から推薦された75人の委員が14合議体で概ね月曜日から木曜日に7組の審査会を開催し、延べ340回（うち夜間49回）、13,691件の審査判定を行い、結果を速やかに保険者（構成市町）へ通知した。

また、システム関連のハード機器等一式を更新整備するとともに設定ソフトの改定に伴い、システムの改修を行った。

障害者自立支援審査事務では、知的、精神及び身体の各障害者の審査のため保健・医療・福祉に携わる各分野から推薦された6人の委員が1合議体で審査会を開催し、延べ24回、661件の審査判定を行い、結果を速やかに構成市町へ通知した。

さらに、休日急患歯科診療業務の運営を引き続き（一社）鳥取県東部歯科医師会へ委託し、安定的な診療体制の確保を図った。

ウ 生活環境関連事務

火葬業務では、指定管理者制度に基づき引き続いて（財）鳥取県東部環境管理公社へ施設管理委託を行った。

（指定管理委託期間 平成21年度から平成25年度までの5年間）

不燃物処理業務では、最終処分場の埋立の進捗に伴い、第3土堰堤の築堤工事を行って埋立施設の適正な維持管理に努めた。

し尿処理業務では、因幡浄苑及びコンポストセンターいなばの両施設を5年間（平成20年度から平成24年度）民間事業者に長期包括管理委託しており、コンポストセンターいなばで搬入された汚泥を原料とした肥料「いなばコンポ」を製造し、JA鳥取いなばを通じて販売等を行った。

なお、長期包括管理委託の最終年度を迎えた両施設のうち、コンポストセンターいなばについては社会情勢及び汚泥の性状等の変化に伴い、平成25年度の1年間は休止とし、今後のあり方を検討することとした。

可燃物処理施設整備事業では、施設建設予定地の用地取得について建設に対し理解を得られた個人有地の買収及び立木補償等を行った。

エ 消防関連事務

消防業務では、車両更新計画に基づき消防ポンプ自動車2台、高規格救急自動車2台を更新し、各署所に配備した。

さらに、平成28年5月末のアナログ無線運用最終期限に向けて、昨年度からの繰越事業である消防救急デジタル無線設備及び高機能消防指令センター総合整備事業を行った。

(4) 歳入歳出決算の状況

ア 一般会計

[歳入]

(単位：千円)

款 項	予算額A	決算額B	増減 (B-A)	決 算 額 の 説 明																																										
1 分担金及び負担金	4,274,482	4,274,482	0																																											
1 負 担 金	4,274,482	4,274,482	0	<table border="0"> <tr> <td>普通負担金</td> <td>3,885,407</td> </tr> <tr> <td>運営費負担金</td> <td>88,605</td> </tr> <tr> <td>介護認定審査費負担金</td> <td>57,092</td> </tr> <tr> <td>障害者自立支援審査費負担金</td> <td>3,069</td> </tr> <tr> <td>休日急患歯科診療費負担金</td> <td>1,669</td> </tr> <tr> <td>火葬場費負担金</td> <td>23,411</td> </tr> <tr> <td>不燃物処理費負担金</td> <td>342,312</td> </tr> <tr> <td>不燃物処理場跡地利用施設費負担金</td> <td>18,485</td> </tr> <tr> <td>し尿処理費負担金</td> <td>380,285</td> </tr> <tr> <td>集落排水処理費負担金</td> <td>181,807</td> </tr> <tr> <td>可燃物処理費負担金</td> <td>89,599</td> </tr> <tr> <td>消防費負担金</td> <td>2,699,073</td> </tr> <tr> <td>特別負担金</td> <td>389,075</td> </tr> <tr> <td>介護認定審査費負担金</td> <td>1,178</td> </tr> <tr> <td>不燃物処理費負担金(事業交付税费)</td> <td>66,755</td> </tr> <tr> <td>不燃物処理場跡地利用施設費負担金(事業交付税费)</td> <td>11,731</td> </tr> <tr> <td>し尿処理費負担金(事業交付税费)</td> <td>178,739</td> </tr> <tr> <td>消防費負担金(事業交付税费)</td> <td>9,606</td> </tr> <tr> <td>消防用地取得公債費負担金</td> <td>22,137</td> </tr> <tr> <td>消防施設建設費負担金</td> <td>23,929</td> </tr> <tr> <td>消防職員退職手当基金積立費負担金</td> <td>75,000</td> </tr> </table>	普通負担金	3,885,407	運営費負担金	88,605	介護認定審査費負担金	57,092	障害者自立支援審査費負担金	3,069	休日急患歯科診療費負担金	1,669	火葬場費負担金	23,411	不燃物処理費負担金	342,312	不燃物処理場跡地利用施設費負担金	18,485	し尿処理費負担金	380,285	集落排水処理費負担金	181,807	可燃物処理費負担金	89,599	消防費負担金	2,699,073	特別負担金	389,075	介護認定審査費負担金	1,178	不燃物処理費負担金(事業交付税费)	66,755	不燃物処理場跡地利用施設費負担金(事業交付税费)	11,731	し尿処理費負担金(事業交付税费)	178,739	消防費負担金(事業交付税费)	9,606	消防用地取得公債費負担金	22,137	消防施設建設費負担金	23,929	消防職員退職手当基金積立費負担金	75,000
普通負担金	3,885,407																																													
運営費負担金	88,605																																													
介護認定審査費負担金	57,092																																													
障害者自立支援審査費負担金	3,069																																													
休日急患歯科診療費負担金	1,669																																													
火葬場費負担金	23,411																																													
不燃物処理費負担金	342,312																																													
不燃物処理場跡地利用施設費負担金	18,485																																													
し尿処理費負担金	380,285																																													
集落排水処理費負担金	181,807																																													
可燃物処理費負担金	89,599																																													
消防費負担金	2,699,073																																													
特別負担金	389,075																																													
介護認定審査費負担金	1,178																																													
不燃物処理費負担金(事業交付税费)	66,755																																													
不燃物処理場跡地利用施設費負担金(事業交付税费)	11,731																																													
し尿処理費負担金(事業交付税费)	178,739																																													
消防費負担金(事業交付税费)	9,606																																													
消防用地取得公債費負担金	22,137																																													
消防施設建設費負担金	23,929																																													
消防職員退職手当基金積立費負担金	75,000																																													
2 使用料及び手数料	7,662	8,563	901																																											
1 使 用 料	3,226	3,275	49	<table border="0"> <tr> <td>用地使用料(電柱・電話柱)</td> <td>151</td> </tr> <tr> <td>駐車場使用料</td> <td>3,124</td> </tr> </table>	用地使用料(電柱・電話柱)	151	駐車場使用料	3,124																																						
用地使用料(電柱・電話柱)	151																																													
駐車場使用料	3,124																																													
2 手 数 料	4,436	5,288	852	<table border="0"> <tr> <td>不燃物処理手数料 71.37 t</td> <td>2,569</td> </tr> <tr> <td>危険物施設等許可手数料 186件</td> <td>2,477</td> </tr> <tr> <td>火薬類等取扱許可手数料 36件</td> <td>242</td> </tr> </table>	不燃物処理手数料 71.37 t	2,569	危険物施設等許可手数料 186件	2,477	火薬類等取扱許可手数料 36件	242																																				
不燃物処理手数料 71.37 t	2,569																																													
危険物施設等許可手数料 186件	2,477																																													
火薬類等取扱許可手数料 36件	242																																													
3 国庫支出金	243,065	236,922	△ 6,143																																											
1 国庫補助金	221,747	221,747	0	<table border="0"> <tr> <td>障害程度区分認定等事業費補助金</td> <td>747</td> </tr> <tr> <td>消防防災通信基盤整備費補助金</td> <td>221,000</td> </tr> </table>	障害程度区分認定等事業費補助金	747	消防防災通信基盤整備費補助金	221,000																																						
障害程度区分認定等事業費補助金	747																																													
消防防災通信基盤整備費補助金	221,000																																													
2 交 付 金	21,318	15,175	△ 6,143	循環型社会形成推進交付金 15,175																																										

4 県 支 出 金	10,646	9,265	△ 1,381	
1 県 補 助 金	10,646	9,265	△ 1,381	緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金 2,869 休日等歯科診療所運営費補助金 433 消防防災ヘリコプター運航調整交付金 2,843 火薬類等取扱事務費交付金 3,120
5 財 産 収 入	61,895	70,689	8,794	
1 財 産 運 用 収 入	9,438	9,438	0	鳥取市環境事業公社用地貸付料 4,635 財政調整基金運用利子 11 不燃物処理施設建設基金運用利子 24 可燃物処理施設立地促進基金運用利子 1,268 退職手当金積立基金運用利子 3,500
2 財 産 売 払 収 入	52,457	61,251	8,794	リサイクル再生資源有価物売払収入 59,308 コンポスト売払収入 1,943
6 繰 入 金	272,954	174,954	△ 98,000	
1 基 金 繰 入 金	272,954	174,954	△ 98,000	可燃物処理施設立地促進基金繰入金 2,000 退職手当金積立基金繰入金 172,954
7 繰 越 金	29,386	29,386	0	
1 繰 越 金	29,386	29,386	0	前年度繰越金 29,386
8 諸 収 入	21,006	22,357	1,351	
1 預 金 利 子	100	112	12	歳計現金等運用利子 112
2 雑 入	20,906	22,245	1,339	雇用保険料 87 退職手当負担金 3,107 要保護者の審査判定料 75 光熱水費等負担金 6,218 平成23年度再商品合理化拠出金 6,678 車両売却代金 1,680 広域消防応援等交付金 316 地域衛星通信ネットワーク整備事業支援交付金 1,572 その他雑入 2,512
9 組 合 債	1,545,800	1,460,700	△ 85,100	
1 組 合 債	1,545,800	1,460,700	△ 85,100	不燃物処理施設整備事業 27,300 最終処分場第3土堰堤築堤工事 可燃物処理施設整備事業 161,300 用地等購入 消防施設等整備事業 1,272,100 消防ポンプ自動車 2台 高規格救急自動車 2台 消防救急デジタル無線設備及び 高機能消防指令センター総合整備事業
歳 入 合 計	6,466,896	6,287,318	△ 179,578	

[歳 出]

(単位：千円)

款 項	目	予 算 額	決 算 額	決 算 額 の 説 明
1 議 会 費		2,505	2,300	
1 議 会 費		2,505	2,300	
	1 議 会 費	2,505	2,300	職員給与費 668 議員報酬（18人） 668 議会開催等運営費（定例会2回外） 1,632
2 総 務 費		114,877	112,089	
1 総 務 管 理 費		110,627	109,220	
	1 一 般 管 理 費	100,655	99,333	職員給与費 76,394 特別職（8人） 362 一般職（6人） 76,032 総括事務費 10,838 職員厚生研修費 2,979 庁舎等管理事務費 5,363 退職手当負担金（2人） 3,759
	2 企 画 振 興 費	9,972	9,887	職員給与費 9,435 一般職（1人） 7,605 嘱 託（1人） 1,830 企画関連事務費 452
2 他 会 計 繰 出		4,250	2,869	
	1 因 幡 ぶ る さ と 振 興 事 業 費 特 別 会 計 へ 繰 出	4,250	2,869	因幡ふるさと振興事業費特別会計へ繰出 2,869
3 民 生 費		65,883	64,188	
1 社 会 福 祉 費		65,883	64,188	
	1 介 護 認 定 審 査 費	59,779	58,200	職員給与費 45,737 介護認定審査会委員報酬（75人） 19,754 一般職（3人） 23,699 嘱 託（2人） 2,284 介護認定審査システム機器等賃借料 6,155 介護認定審査事務費 6,308
	2 障 害 者 自 立 支 援 審 査 費	4,002	3,887	職員給与費 1,705 障害者自立支援審査会委員報酬（6人） 1,705 障害者自立支援審査事務費 2,182
	3 休 日 急 患 歯 科 診 療 費	2,102	2,101	休日急患歯科診療業務運営委託費 2,101
4 衛 生 費		1,372,250	1,162,938	
1 火 葬 場 費		23,788	23,788	
	1 因 幡 霊 場 管 理 費	23,788	23,788	因幡霊場指定管理業務委託費 23,750 管理事務費 38
2 不 燃 物 処 理 費		519,187	495,191	
	1 環 境 ク リ ー ン セ ン タ ー 管 理 費	502,814	478,886	職員給与費 54,171 一般職（6人） 50,707 嘱 託（2人） 3,464 リファーレンいなば指定管理業務委託費 18,500 環境クリーンセンター管理運営委託費 120,189 一般廃棄物中間処理業務委託費 46,076 分別基準適合物再商品化業務委託費 2,144 最終処分場第3土堰堤築堤工事 45,527 油圧ショベル（1台） 9,713 不燃物処理施設建設基金積立金 24

				施設維持管理費	182,542
				光熱水費	29,411
				薬品費	4,711
				燃料費	2,859
				修繕費	94,450
				管理事務費等	51,111
	2 元 処 分 場 管 理 費	7,544	7,491	水質検査業務委託費	1,501
				施設維持管理費	5,990
				光熱水費	719
				薬品費	1,017
				修繕費	2,235
				管理事務費等	2,019
	3 白 兎 グ ラ ウ ン ド ゴ ル フ 場 管 理 費	8,829	8,814	白兎グラウンドゴルフ場指定管理業務委託費	8,800
				管理事務費等	14
3 し 尿 処 理 費		403,970	401,790		
	1 施 設 管 理 費	403,970	401,790	職員給与費	8,375
				一般職（1人）	8,375
				し尿処理・運搬業務委託費	39,395
				現施設設備状況調査業務委託費	1,680
				汚泥処理業務委託費	2,171
				包括的管理運営委託費（因幡浄苑）	254,310
				〃（コンポストセンターいなば）	94,290
				管理事務費等	1,569
4 可 燃 物 処 理 費		425,305	242,169		
	1 ご み 処 理 施 設 建 設 費	425,305	242,169	職員給与費	22,765
				一般職（3人）	21,282
				嘱託（1人）	1,483
				建設事務費	215,784
				候補地関連対策費	2,352
				可燃物処理施設立地促進基金積立金	1,268
5 消 防 費		4,336,731	4,322,487		
1 消 防 費		4,336,731	4,322,487		
	1 消 防 総 務 費	2,736,652	2,729,399	職員給与費	2,470,357
				一般職（301人）	2,466,854
				嘱託（2人）	3,503
				総括事務費	35,252
				職員厚生研修費	16,497
				管理事務費	77,366
				庁舎等管理費	11,970
				車両関係費	21,323
				光熱水費	24,291
				燃料費	15,019
				電話料	4,763
				音楽隊費	397
				退職手当負担金（2人）	51,019
				財政調整基金積立金	11
				退職手当金積立基金積立金	78,500
	2 予 防 費	3,024	2,908	職員給与費	1,704
				嘱託（1人）	1,704
				予防業務費	1,052
				権限移譲事務費	152

	3 防火クラブ育成費	607	603	防火クラブ育成費	603
	4 警防費	20,724	20,588	警防業務費	11,421
				救急業務費	7,497
				救助業務費	1,670
	5 消防施設費	1,575,724	1,568,989	消防施設整備費	7,085
				車両機材整備費	114,216
				消防ポンプ自動車(2台)	59,997
				高規格救急自動車(2台)	52,584
				車両借上経費	1,635
				指令設備整備費	1,447,688
				消防デジタル無線設備及び高機能消防指令センター総合整備事業費	1,397,912
				管理事務費	49,776
6 公債費		571,650	571,549		
1 公債費		571,650	571,549		
	1 元金	548,352	548,352	長期借入金元金償還金	548,352
				事務局庁舎整備事業	6,039
				不燃物処理施設整備事業	30,300
				最終処分場跡地利用施設整備事業	20,690
				し尿処理施設整備事業	335,721
				消防施設等整備事業	155,602
	2 利子	23,298	23,197	長期借入金利子	23,197
				事務局庁舎整備事業	2,072
				不燃物処理施設整備事業	1,742
				最終処分場跡地利用施設整備事業	923
				し尿処理施設整備事業	10,236
				消防施設等整備事業	8,224
7 予備費		3,000	0		
1 予備費		3,000	0		
	1 予備費	3,000	0		
歳出合計		6,466,896	6,235,551		

イ 因幡ふるさと振興事業費特別会計

[歳入]

(単位：千円)

款 項	予算額A	決算額B	増減 (B-A)	決 算 額 の 説 明
1 財 産 収 入	4,043	4,043	0	
1 財 産 運 用 収 入	4,043	4,043	0	因幡ふるさと振興基金運用利子
2 繰 入 金	23,716	22,335	△ 1,381	
1 一 般 会 計 繰 入 金	4,250	2,869	△ 1,381	一般会計繰入金
2 基 金 繰 入 金	19,466	19,466	0	因幡ふるさと振興基金繰入金
3 繰 越 金	943	943	0	
1 繰 越 金	943	943	0	前年度繰越金
歳 入 合 計	28,702	27,321	△ 1,381	

[歳出]

(単位：千円)

款 項	目	予算額	決算額	決 算 額 の 説 明
1 因幡振興事業費		28,682	26,802	
1 因幡振興事業費		28,682	26,802	
	1 ふるさと振興事業費	28,682	26,802	職員給与費 1,641 嘱 託 (1人) 1,641 「循環型都市づくり」推進事業費 1,203 東部圏域PR事業費 18,958 因幡ふるさと振興基金積立金 5,000
2 予 備 費		20	0	
1 予 備 費		20	0	
	1 予 備 費	20	0	
歳 出 合 計		28,702	26,802	

(5) 財産の状況

(単位：m²・台・個)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	決算年度中増減高		決算年度末 現 在 高	現 在 高 の 内 訳
		増	減		
土 地 (地積)	144,378	28,334	0	172,712	行政財産 169,131 ・ 事務局 693 ・ 因幡霊場 23,062 ・ 元末恒不燃物処分場 3,561 ・ 環境クリーンセンター 82,628 ・ 因幡浄苑 12,308 ・ コンポストセンターいなば 5,395 ・ 消防庁舎関係 13,150 ・ 可燃物処理施設建設地 28,334 普通財産 3,581 ・ 因幡浄苑 (鳥取市環境事業公社貸付分) 3,581
建 物 (延面積)	30,682	118	0	30,800	行政財産 30,800 ・ 事務局庁舎 658 ・ 因幡霊場 3,266 ・ 元末恒不燃物処分場 173 ・ 環境クリーンセンター 9,180 ・ リファーレンいなば 2,683 ・ 因幡浄苑 3,768 ・ コンポストセンターいなば 2,395 ・ 白兔グラウンドゴルフ場 408 ・ ペットボトルリサイクルセンター 469 ・ 消防庁舎 7,800
山 林 (面積)	0	1,248	0	1,248	行政財産 1,248 ・ 可燃物処理施設建設地 1,248
物 品	115	7	6	116	備品関係 (主なもの) ・ 車両関係 75 ・ 救急関係 20 ・ 救助関係 6 ・ その他 15

(6) 基金の状況

(単位：千円)

区 分	前年度末現在高	増 減 額			決算年度末現在高
		歳出決算額	取崩し額	計	
財政調整基金	26,377	11	0	11	26,388
不燃物処理施設建設基金	62,216	24	0	24	62,240
可燃物処理施設立地促進基金	713,170	1,268	2,000	△ 732	712,438
退職手当金積立基金	1,006,284	78,500	172,954	△ 94,454	911,830
因幡ふるさと振興基金	885,746	5,000	19,466	△ 14,466	871,280
合 計	2,693,793	84,803	194,420	△ 109,617	2,584,176

(7) 長期債の状況

(単位：千円)

区 分	前年度末現在高	増減額		決算年度末現在高
		借入額	償還額	
事務局庁舎整備事業債	62,431	0	6,039	56,392
不燃物処理施設整備事業債	125,752	27,300	30,300	122,752
最終処分場跡地利用施設 整備事業債	78,290	0	20,690	57,600
し尿処理施設整備事業債	634,108	0	335,721	298,387
可燃物処理施設整備事業債	0	161,300	0	161,300
消防施設等整備事業債	732,517	1,272,100	155,602	1,849,015
合 計	1,633,098	1,460,700	548,352	2,545,446

(8) 施設等の運営状況

(単位：件・人・t・kl)

		決算年度実績	前年度実績	増 減
介護認定審査会審査判定件数		13,691	14,221	△ 530
障害者自立支援審査会審査判定件数		661	435	226
休日急患歯科診療所受診人数		857	739	118
因幡霊場利用件数	人 体	2,590	2,670	△ 80
	そ の 他	1,097	1,144	△ 47
	計	3,687	3,814	△ 127
環境クリーンセンター搬入量		14,725	14,604	121
リファーレンいなば来館者数		13,950	16,013	△ 2,063
白兔グラウンドゴルフ場利用者数		33,949	32,584	1,365
因幡浄苑搬入量	し 尿 等	23,946	25,168	△ 1,222
	集落排水汚泥	21,637	22,553	△ 916
火災発生件数		86	93	△ 7
救急出動件数		9,245	9,193	52
救急搬送人数		8,799	8,726	73

3 鳥取県東部広域行政管理組合が設置する公の施設における暴力団排除のための関係条例の整備に関する条例の制定案について《議案第14号》

議案第 号

鳥取県東部広域行政管理組合が設置する公の施設における暴力団排除のための関係条例の整備に関する条例の制定について

鳥取県東部広域行政管理組合が設置する公の施設における暴力団排除のための関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

平成25年 月 日提出

鳥取県東部広域行政管理組合
管理者 鳥取市長 竹内 功

鳥取県東部広域行政管理組合が設置する公の施設における暴力団排除のための関係条例の整備に関する条例

(鳥取県東部広域行政管理組合公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県東部広域行政管理組合公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年鳥取県東部広域行政管理組合条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの利益

につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有するものでないこと。

(鳥取県東部広域行政管理組合リファーレンいなばの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県東部広域行政管理組合リファーレンいなばの設置及び管理に関する条例(平成9年鳥取県東部広域行政管理組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。

(鳥取県東部広域行政管理組合因幡霊場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県東部広域行政管理組合因幡霊場の設置及び管理に関する条例(平成14年鳥取県東部広域行政管理組合条例第6号)の一部を次のように改正する。

第6条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。

(鳥取県東部広域行政管理組合白兔グラウンドゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県東部広域行政管理組合白兔グラウンドゴルフ場の設置及び管理に関する条例(平成12年鳥取県東部広域行政管理組合条例第4号)の一部を次のように改正する。

第6条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。

附 則

この条例は、平成25年11月1日から施行する。

提案理由

鳥取県東部広域行政管理組合が設置する公の施設において暴力団の排除措置を行うためである。

鳥取県東部広域行政管理組合公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(指定管理者の選定基準)</p> <p>第4条 管理者は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条6号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有するものでないこと。</u></p> <p><u>(5) 前各号</u>に掲げるもののほか、管理者が施設の性質等に応じて別に定める基準</p>	<p>(指定管理者の選定基準)</p> <p>第4条 管理者は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 前3号</u>に掲げるもののほか、管理者が施設の性質等に応じて別に定める基準</p>

鳥取県東部広域行政管理組合リファーレンいなばの設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(利用の許可の基準)</p> <p>第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、リファーレンいなばの利用を許可しないものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。</u></p>	<p>(利用の許可の基準)</p> <p>第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、リファーレンいなばの利用を許可しないものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p>

<p>(4) 前3号に掲げるときのほか、リファレンスいなばの管理上支障があると認めるとき。</p>	<p>(3) 前2号に掲げるときのほか、リファレンスいなばの管理上支障があると認めるとき。</p>
--	--

鳥取県東部広域行政管理組合因幡霊場の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(利用の許可の基準)</p> <p>第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、霊場の利用を許可しないものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。</u></p> <p>(4) 前3号に掲げるときのほか、霊場の管理上支障があると認めるとき。</p>	<p>(利用の許可の基準)</p> <p>第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、霊場の利用を許可しないものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 前2号</u>に掲げるときのほか、霊場の管理上支障があると認めるとき。</p>

鳥取県東部広域行政管理組合白兔グラウンドゴルフ場の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(利用の許可の基準)</p> <p>第6条 指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、グラウンドゴルフ場の利用を許可しないものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。</u></p> <p>(4) 前3号に掲げるときのほか、グラウンドゴルフ場の管理上支障があると認めるとき。</p>	<p>(利用の許可の基準)</p> <p>第6条 指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、グラウンドゴルフ場の利用を許可しないものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 前2号</u>に掲げるときのほか、グラウンドゴルフ場の管理上支障があると認めるとき。</p>

4 鳥取県東部広域行政管理組合公告式条例の一部改正案について
《議案第15号》

議案第 号

鳥取県東部広域行政管理組合公告式条例の一部改正について

鳥取県東部広域行政管理組合公告式条例の一部を次のように改正する。

平成25年 月 日提出

鳥取県東部広域行政管理組合
管理者 鳥取市長 竹内 功

鳥取県東部広域行政管理組合公告式条例の一部を改正する条例

鳥取県東部広域行政管理組合公告式条例（昭和46年鳥取県東部広域行政管理組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表7の項及び8の項を削る。

附 則

この条例は、平成25年11月1日から施行する。

提案理由

公告式の掲示場について整理するためである。

鳥取県東部広域行政管理組合公告式条例新旧対照表

改正後	改正前
別表(第 2 条関係) 1 鳥取市鍛冶町 2 鳥取市尚徳町 3 岩美郡岩美町大字浦富 4 八頭郡智頭町大字智頭 5 八頭郡若桜町大字若桜 6 八頭郡八頭町郡家	別表(第 2 条関係) 1 鳥取市鍛冶町 2 鳥取市尚徳町 3 岩美郡岩美町大字浦富 4 八頭郡智頭町大字智頭 5 八頭郡若桜町大字若桜 6 八頭郡八頭町郡家 7 <u>八頭郡八頭町船岡</u> 8 <u>八頭郡八頭町北山</u>

< 参 考 >

八頭町公告式条例の一部を改正する条例

八頭町公告式条例(平成 17 年八頭町条例第 3 号)の一部を次のように改正する。
 別表八頭町役場船岡庁舎の項及び八頭町役場八東庁舎の項を削る。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

新	旧								
別表(第 2 条関係) <table border="1" data-bbox="331 1592 715 1648"> <tr> <td>八頭町役場</td> <td>八頭町郡家 493 番地</td> </tr> </table>	八頭町役場	八頭町郡家 493 番地	別表(第 2 条関係) <table border="1" data-bbox="871 1592 1345 1852"> <tr> <td>八頭町役場</td> <td>八頭町郡家 493 番地</td> </tr> <tr> <td>八頭町役場 船岡庁舎</td> <td>八頭町船岡 539 番地</td> </tr> <tr> <td>八頭町役場 八東庁舎</td> <td>八頭町北山 63 番地 1</td> </tr> </table>	八頭町役場	八頭町郡家 493 番地	八頭町役場 船岡庁舎	八頭町船岡 539 番地	八頭町役場 八東庁舎	八頭町北山 63 番地 1
八頭町役場	八頭町郡家 493 番地								
八頭町役場	八頭町郡家 493 番地								
八頭町役場 船岡庁舎	八頭町船岡 539 番地								
八頭町役場 八東庁舎	八頭町北山 63 番地 1								

5 鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正案について
《議案第16号》

議案第 号

鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正について

鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部を次のように改正する。

平成25年 月 日提出

鳥取県東部広域行政管理組合
管理者 鳥取市長 竹内 功

鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例

鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例（昭和53年鳥取県東部広域行政管理組合
条例第21号）の一部を次のように改正する。

第29条の4第4項中「第37条第7号から第7号の3まで」を「第37条第4号か
ら第6号まで」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

消防法施行令（昭和36年政令第37号）の一部改正に伴い、所要の整備を行うため
である。

鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準)</p> <p>第 29 条の 4 住宅用防災報知設備の感知器(火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和 56 年自治省令第 17 号。以下この章において「感知器等規格省令」という。))第 2 条第 1 号に規定するものをいう。以下この章において「感知器」という。)は、前条第 1 項各号に掲げる住宅の部分に設けること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第 21 条の 2 第 1 項の検定対象機械器具等で令第 37 条第 4 号から第 6 号までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第 21 条の 2 第 2 項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならない。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準)</p> <p>第 29 条の 4 住宅用防災報知設備の感知器(火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和 56 年自治省令第 17 号。以下この章において「感知器等規格省令」という。))第 2 条第 1 号に規定するものをいう。以下この章において「感知器」という。)は、前条第 1 項各号に掲げる住宅の部分に設けること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第 21 条の 2 第 1 項の検定対象機械器具等で令第 37 条第 7 号から第 7 号の 3 までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第 21 条の 2 第 2 項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならない。</p> <p>5 (略)</p>

【4】その他

【1】今後の行事予定について

日 時	会議名等	場 所	備 考
10月16日(水) 10:00～	議会運営委員会	鳥取市役所会議室	
10月23日(水) 10:00～ 10月24日(木) 10:00～	議会定例会	鳥取市役所議場	正副管理者出席

【2】その他